

所沢市プレミアム付商品券事業実施等支援業務委託公募型プロポーザル実施要領及び仕様書に関する質問回答一覧及び補足事項

1. 質問回答

質問項目	質問内容	回答
1 仕様書 4 (1) ②	店舗・市民からの問合せ対応は、同一コールセンターで、同一の公開電話番号での運用提案でもよろしいでしょうか。	電話の設定（同一番号の是非やフリーダイヤル設定是非等）に関して前提必須条件はもうけておりませんので、受託者側の提案としてご提示ください。なお、市としては通話料負担分の予算措置はしておりませんので、提案に際してはご注意ください。
2 仕様書 4 (1) ②	店舗・市民からの問合せ対応の公開電話番号は、受託者にてフリーダイヤル、ナビダイヤル、0AJ番号（042、050、03等で始まる番号）等から提案でもよろしいでしょうか。何か前提条件はありますでしょうか。	市の指定する場所は以下の通りです。 (1)⑥⇒低層棟 2階201会議室、202会議室を予定しております。 (2)①・②⇒所沢市役所高層棟 3階経営企画課内を予定しております。
3 仕様書 5	市庁舎建屋内のどの場所（階数、場所、部屋の中かロビーか等）にて受付業務を行うのでしょうか。	「ア 商品券」の1枚当りの額面は500円と記載がありますが、1シートの中央に切り取り線を入れ、1シートにつき半券（500円）が2枚という形式、1シートにつき500円が1枚でもどちらのご提案でも構いませんでしょうか。
4 仕様書 6-1 (1) ア	「ア 商品券」の1枚当りの額面は500円と記載がありますが、1シートの中央に切り取り線を入れ、1シートにつき半券（500円）が2枚という形式、1シートにつき500円が1枚でもどちらのご提案でも構いませんでしょうか。	1シートあたり500円券1枚でご提案ください。
5 仕様書 6-1 (1) ア～オ	成果物について、必須の様式等は、受託後にお示しいただくという認識でよろしいでしょうか。	成果物については、契約に際して協議の上、様式を定める予定ですが、基本的には、こちらから必要な情報をお伝えし、委託事業者側でデザイン案を示していただく予定です。
6 仕様書 6-1 (1) イ～エ	「イ 購入引換券交付申請書」について、子育て世代については送付せず、「ウ 購入引換券」を送付する想定ですが、その場合、「エ 商品券利用可能店一覧」については、引換券送付時に同封して送付する想定でしょうか。	お見込のとおりです。
7 仕様書 6-1 (3) ①	市から提供のある各種データとは、具体的にはどのような内容のデータをご提供いただける予定でしょうか。	住記データ、生活保護及び中国在留邦人等支援給付データ、施設入所者等データ、DV申出書データ、市民税データ、外字データ、その他対象者を選定する上で必要なデータを予定しております。
8 仕様書 6-1 (3) (4)	各種郵送物の郵便費用につきましては、委託業者の負担という認識で間違いありませんでしょうか。	お見込のとおりです。

質問項目	質問内容	回答
9 仕様書 6-1 (4) ①	本人確認はどのように行うのでしょうか。 例) フルネームと生年月日の確認	購入希望申請書の段階では、本人確認を行う予定はありません。
10 仕様書 6-1 (4) ⑤	保管後、どのようにするのでしょうか。貴市へ納品するのでしょうか。	不達の郵便物については、管理簿を作成し、委託者に共有してください。その後、最新住所を調査した上で、再送付していただきます。なお、それでも不達の場合には、事業終了の際に、市に納品していただきます。
11 仕様書 6-1 (5) ③	対面販売での本人確認は、どのように行うのでしょうか。 例) 身分証明書の提示 ※その場合、顔写真付きである必要がありますか。保険証等顔写真なしでもよいでしょうか。	本人確認は、氏名・住所と一致する資料の提示といった簡便な方法を想定しています。資料としては、有効期限内の公的証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、保険証、障がい者手帳等)のほか、有効期限内の社員証、学生証、契約書、郵便物などを考えており、顔写真付きの証明書までは求めません。
12 仕様書 6-2 (4) ※	「※業務を円滑に遂行するため、普通自動車運転免許を有すること。」とありますが、どういった場合に車を運転することを想定しているのでしょうか。	6-2(4)で示しているような関係者間の連絡・調査の際、商品券販売所や金融機関、市組織の関係所属に行くことを想定しています。
13 仕様書 7 (1)	「システムについては、システムの設置場所にシステム端末が利用できる状態で納入すること」との記載の中の「システム」とは、具体的にはどのようなものを意味されていますでしょうか。	対象者データを抽出するシステムです。

2.補足事項

補足項目	補足内容
1 仕様書 6-1 (5) ② 販売所の数について	「販売所数は、本庁舎を含め市内3ヶ所を最低限箇所数とし、もっとも効率的な体制で運営すること。」と仕様書に記載しておりますが、3ヶ所より多くの販売所を設ける際、市としては、追加で販売所を設けることはできませんので、受託者側で新たな販売場所を探していただく必要がございますので、ご注意ください。
2 仕様書 7 (2) 換金データについて	換金データとは、どこの金融機関でどれだけ換金できているかを把握できるデータです。そのため、振込先のデータまで作成する必要はありません。
3 実施要領 7 (3) ② 提出書類 ウ【添付書類】	業務の一部を再委託する予定の場合、再委託業者について「様式2 事業者概要書」を提出いただくこととなりますが、【添付書類】については不要です。なお、再委託業者が決定していない場合には、(予定)として可能な範囲で記載してください。